平成２１年（再ロ）第５号
神奈川県相模原市相模湖町寸沢嵐1550番地３
再生債務者　門屋　淳二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年１月22日まで
平成21年12月25日
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
長崎県雲仙市愛野町乙578番地３
再生債務者　平井　智子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２１年（再ロ）第６号
富山県高岡市井口本江520番地３
再生債務者　村田奈津江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再ロ）第１５号
千葉県浦安市北栄４丁目12番７―501号　プレジール浦安
再生債務者　田ノ下　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第２１号
千葉県市川市真間４丁目４番13―512号　真間パレスマンション
再生債務者　松島　一朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第７号
金沢市緑が丘６番12号
再生債務者　丹羽　宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月25日　金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島市上福元町3482番地89
再生債務者　森園　直光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第２０号
北海道江別市東野幌本町21番地の72
再生債務者　甲斐野正明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第４号
鹿児島市下福元町7760番地１　Ｙａｎｎｏ２―107号
再生債務者　池田　稔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第２１号
山形県天童市中里４丁目３番23号
再生債務者　石井　義人
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成21年12月28日　山形地方裁判所民事部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 21 年 12 月 24 日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　前原　誠司

第18条中「第31条ノ５」を「第82条」に、同条第２号中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改める。

附則第７条第１項中「第９条第１項第１号イ」を「第８条第１項第１号イ」に改める。

附　則

１　この変更は、平成22年１月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第７条の規定は、平成22年１月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

会社その他

会社

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月十七日
掲載頁　八十九頁（号外第二六六号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月十七日
掲載頁　八十九頁（号外第二六六号）
平成二十二年一月十二日
北海道札幌市中央区北十一条西十九丁目三六番三五号　（甲）北雄ラッキー株式会社
代表取締役社長　川端　敏
北海道札幌市中央区北十一条西十九丁目三六番三五号　（乙）エル食品株式会社
代表取締役社長　桐生　泰夫
北海道札幌市中央区北十一条西十九丁目三六番三五号　（丙）株式会社アップル
代表取締役社長　桐生　泰夫

会社

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十九日
掲載頁　一九二頁（号外第一三七号）
平成二十二年一月十二日
栃木県栃木市泉川町五五六番地
（甲）滝沢ハム株式会社
代表取締役社長　瀧澤　太郎
埼玉県南埼玉郡菖蒲町台向野二四五八番地
（乙）株式会社菖蒲フーズ
代表取締役　熊倉　久雄